



浜家連 ニュース 11月号

第183号

平成27(2015)年11月1日発行

○発行人 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会
事務局 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752番地
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階
電話 045(548)4816 FAX045(548)4836

巻頭言

続・NHK・Eテレ「ハートネットTV」を観て

副理事長 柏木 彰

宮川理事長が書かれた浜家連ニュース10月号の巻頭言は限られたスペースにもかかわらず事の顛末と感想が大変良くまとめられていてとても明解な一文でした。

小生も同番組を観ていろいろと考えさせられましたが、一番大切なことは宮川理事長と同様で、常に一人一人が自分の頭でしっかりと考えていくことが大切だと思いました。

ユダヤ人虐殺もその前段階として行われた精神障害者のガス室送りもヒトラーという狂気をもった独裁者とその信奉者たちだけの仕業とは決して思われません。当時のドイツ国民の暗黙の支持があったからこそと言っても過言ではありません。それはユダヤ人に対する差別偏見、精神障害者に対する差別偏

見に他なりません。

わが国では「精神障害者は得体が知れず何をするか分からない」、「精神疾患は家では治らない」、「家には働き手の家族の邪魔になる」などという「偏見」と国挙げての高度成長至上主義とが相俟って収容隔離中心の精神医療政策が長い間続けられてきました。

そして、今また本格的な高齢化社会を迎えて、「認知症は治らない」「認知症患者は家族の足手まといになる」という「偏見」と相俟わず成長優先600兆円目標のアベノミクスとが相俟って再び認知症患者の収容隔離政策が始まるのではないかと心配されます。

フォーラム・研修会・メンタルヘルス講座・みんなねっと福岡大会参加報告①～⑥

① リカバリー全国フォーラム2015参加報告

副理事長 大羽 更明

『リカバリー全国フォーラム2015』が8月21日、22日に帝京平成大学で開催され、1,000名を超える参加者で盛り上がりました。浜家連からは、家族学習会の分科会での発表者を含め20名ほどの会員が参加しました。今年の基本テーマは、3年目となる「リカバリー志向サービスへの転換—当事者参加による社会的意思決定」です。



このフォーラムで最も印象的なのは、当事者が参加者として活発に自分を表現していることです。プログラム最初のトークライブでも一人2

分の制限時間いっぱいを使って当事者が次々と登壇し「私のリカバリー、フォーラムから人生に持ち帰りたいこと」を語りました。会場からも「このフォーラムには大勢の当事者がいるが、ここに来られない仲間もたくさんいる。そのことを忘れないようにしたい」という発言もありました。

翌日の記念講演では「日本ピアスタッフ協会」を立ち上げたばかりの当事者たちがその活動の展望と課題について報告しました。障害をバネとして仲間のリカバリーのための活動を生きがいにする当事者の姿が身近に見えるような時代が来たことを実感しました。

② 第 3 回 浜家連研修会 9月17日(木) 副理事長 北川 はるみ

「障害者権利条約と私たちの暮らしを考える」 講師 赤松 英知氏(きょうされん)

* 障害者権利条約の道のり

【分かりやすい「えほん」もありますので、お読みください】

2000年から2006年までニューヨークに障害当事者などが集まり会議を開き、2006年12月13日に成立。日本では2014年1月20日に批准された。

* 医学モデルから社会モデルへ

障害者権利条約第1条(目的) 障害者の定義

- ・医学モデルとは 障害者が訓練をして社会に合わせる。問題は本人にある。
- ・社会モデルとは 障害があっても、バリアを取り除くものが社会にある。

* 合理的配慮 障害者権利条約第2条(定義)

障害者に健常者と実質的に同じ権利を保障するために適切な調整や変更をする事。

例えばエレベーターの設置。段差をなくす。50名を超える講演会などには手話通訳要約筆記を準備するなど。けっして障害者を特別扱いするものではない。

* 第14条(身体的自由及び安全)と精神科の強制入院

締約国は障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次の事を確保する。

- (a) 身体的自由及び安全についての権利を享有すること
- (b) 不法に又は恣意的に自由を奪われない事、いかなる自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。【難しい内容】も多い『障害者権利条約』をわかりやすく説明していただきました。

* 事務局追記

今回は当事者の方の参加が多く見られました。質疑応答の中で、当事者の方から「私たちは幸せになるのでしょうか」との質問に回答は「障害者権利条約で守られているので大丈夫です。」との回答がありました。種々の法律が出来ていますので、正しく有効に運用されることを願うとともに、差別等の事は敏感に感じて声を上げていく事が大切と思います。

③ 第 21 回 市民メンタルヘルス講座 《9月19日(土)》 (みなみ会 KM)

横浜市健康福祉総合センター4階 参加者251名

テーマ「精神病院を出て、町へ」講師:伊藤順一郎先生(メンタルヘルス診療所しっぽふあーれ院長)

副題の～これからの精神医療がめざしたいこと～として、従来行われている精神症状の治療のための医療ではなく、リカバリーを目指した医療として次のことを訴えられた。

精神障害があっても、地域で暮らし、自分自身の意味のある人生を生き続けるようにするための、ACT(訪問型の医療・生活支援プログラム)として多機能型精神科診療所が必要である。さらに、このような施設は人口10万人当たり1ヶ所必要である。横浜市で見ると、人口370万人=37ヶ所、1区当たり平均2ヶ所となる。実現したらどんなに心強いことか。否、是非実現しなければならない。

当日は、我々家族会の者ばかりでなく、障害者を支援する団体の方やピアサポーターの方など、多くの方が参加されており、色々な立場の方がリカバリーを目的とした施設の設置を、切に望んでいることが感じられた。

先生はおっしゃっていた「民間が動かなければ、事は進まない」と。次の疑問を感じました。

- ・我々浜家連としては何をすべきか？
- ・「訪問型支援事業の拡充」を市へ要望するのみでよいのだろうか？
- ・浜家連として、具体的な行動を起こすべきではないだろうか？



フォーラム等で販売します。



④—A みんなねっと福岡大会に参加して

副理事長 鷹野 薫

9月28日と29日の福岡国際会議場で開催された「みんなねっと福岡大会」に参加して来ました。

大会メインテーマは「精神障がい者が共に暮らせる地域づくり～当事者の力、家族の力、地域の力が未来を拓く～」でした。参加者は約2000名とのこと。



2日間を通じて、権利条約の発効を背景に、国の施策、家族も含めた当事者の実践、支援者の力が重なり、本人中心のリカバリーを目指す理念や実践の積み上げ、高い志を持つ人材の存在、芽生える未来の胎動・・・確実に動いている・・・を感じることが出来ました。・・・“未来はきっと良くなる”と勇気と希望を頂きました。・・・」

今回は発言者のお言葉を列記します、読み取っていただければと思います。

(みんなねっと 理事長本條義和氏から)

◎「JR等の交通運賃割引き実現のための100万人署名活動に協力を。来年6月に国会請願予定。精神障害者相談事例集を初めて作成する。」

(JDF幹事会議長藤井克徳氏から)

『戦後70年と障害者権利条約』

◎「経読みと 蝉の音だけがひときわに 霊安室の葬儀 母のみ」「この子はこの世にいないことになっていますので」「権利条約は北極星(みんなが合意出来る目標)」「家族会の運動は実態把握(自分達で調べる)から」「まず集まりましょう、学びましょう、動きましょう」

(厚生労働省精神・障害保健課長富澤一郎氏から)

◎「普通の病気・・・治ったら家に帰るが当たり前、精神科も治ったら家に帰る方向も目指したい」「なによりピアの体験談が有益である」「家が空いているのに入れない、障害者を民間アパートへの仕組みを充実したい」

(北海道帯広市十勝精神障がい者支援センター理事長 門屋充郎氏から)

『精神病となっても希望を持って生きられる』

◎「精神障害者が、精神障害者として生きるのではなく精神疾患をもった人として生きる。

地域づくりの実践報告・・・人口10万人に対して全国267床、北海道377床、福岡420

床、十勝146床を達成、なお神奈川150床で県として最少。「希望をもって生きられるの

は、周囲の人が本人を信ずることが基本、信じられると本人は自分を信じ、自信を持つことで変わります」「訪問が医療でも地域活動でも当たり前の地域となった結果、20年間で6病院のベットが1012床から492床に減った」「もう、待ってられない、精神科病院で人生を終わらせてはならない。

入院患者に会いに行こう、希望を聴こう・・・」

◎実践をしている方々のほんの一例

@さいたま市 もくせい家族会「もくせいお茶のみ隊」

@鹿児島県 NPO法人やどかりサポート鹿児島「民間アパート賃借の連帯保証人になる」

④—B みんなねっと福岡大会参加報告 第5分科会

もみじ会 倉澤 政江

分科会テーマ 「当事者の力、自立と経験を活かす」～支え、支えられる、これからの活動～

専門職と当事者間の「支える人」と「支えられる人」という関係から、「私が私の主権者」として相互に支え合うピアサポーターやピアスタッフが近年増えている。2014年9月には日本ピアスタッフ協会も発足した。分科会の話題提供者5名も全員ピア・スタッフとして活躍している。職業指導員として仲間の「働きた

い」を応援する人、WRAP を武器に多機能事業所・施設長として働く人、「べてる暮らし」の経験からピアスタッフとして仲間と当事者研究をしている人、それぞれが利用者と病気の経験で繋がり、体験をしたからこそ出来る寄り添い方をしている。「ピアつばめ」施設長の磯田さんはピアスタッフの資格化をめざした

いと話す。「ピア」として働く当事者の定義は定まっておらず、職場内での立ち位置で苦勞し孤立する事もあるという。コーディネーターの村上さんは「誰にでもできるピアサポートは入院している人に会いに行くこ

と、体験を活かせるピアの力は大きい。ピアサポートはライト・ワーク=軽やかに誰かを照らす働きである」と会の最後を結んだ。

④-C みんなねっと福岡大会で学んだこと

顧問 米倉令二

権利条約はキラキラ光る北極星・戦争は障害者を虐げる

基調講演①は、藤井克徳さん*の「戦後70年と障害者権利条約」～精神障害関連施策の課題と展望～と題するお話でした。

藤井さんが一貫して主張している「平和でこそ障害者福祉はある」「戦争はとりわけ精神障害者を虐げる。作り出す」という主張を改めて述べました。ナチスの20万人に及ぶ精神障害者虐殺、日本での精神病院の餓死者の増大など、データと、関連文書を示して説得力ある話をしました。

また、「障害者権利条約は、障害分野についての世界ルール・共通言語であり、日本の障害者分野にとつてのキラキラ光る北極星(みんなが合意できる目標)だ」と述べました。

家族会に求めるものとして、①集まること、②学ぶこと、③動くことの3点を強調しました。

*藤井克徳さん(全盲の活動家・日本で初めての精神障害者共同作業所「あさやけ第2作業所」設立にかかわる)

長い入院は、社会性の低下をもたらす

基調講演②は、門屋充郎さん*の「精神病になっ

ても希望を持って生きられる」～これからはみんなで本人中心の暮らしを応援しよう～と題する話でした。

「わが国の精神医療・保健福祉はこれでいいのか。私は40年前から疑問だらけです。長い入院は、社会性の低下をもたらす。自尊心が傷つく」とし、精神保健福祉法の「解体」を唱えました。

*門屋充郎さん(北海道帯広市十勝精神障がい者支援センター理事長)

院内で人権侵害が…

第6分科会は、池原毅和さん*の「このままでいいの? 精神障害者の暮らしと権利」と題するミニ講演を受けて、ピアと家族、計4名のシンポジウムが行われました。池原氏は、50条に及ぶ権利条約のなかで特に14条第1項(b)を取り上げ、「いかなる場合でも障害があることによって自由の剥奪はできない」と強調しました。福岡県「はまゆう家族会」の川本さんは、娘さんが精神病院から3回脱走したことは、院内で人権侵害に当たる行為を受けたからだ」と述べました。

*池原毅和さん((東京アドヴォカシー法律事務所所長・弁護士)

⑤ Bブロックフォーラム参加報告

顧問 米倉令二

笑いながら病気を知ってもらおう! 「松本ハウス」を招いてのBブロックフォーラムでした。

平成27年度浜家連Bブロックフォーラムは、10月17日(土)、瀬谷公会堂で430名の参加者を得て、にぎやかに行われました。

午後1時30分式典開始、第1部♪ウエルカムコンサート♪は、地元高校生を中心としたブラスバンド「せやブラス」の新鮮な演奏で聴衆を魅了しました。第2部は、お笑いコンビ「松本ハウス」によるコントと、講演「統合失調症がやってきた～涙は笑いに 笑いは夢に～」でした。

コントは、統合失調症の主症状である妄想・幻聴

を題材にしたもので、会場を巻き込んで、深刻な場面を面白く「解説」しました。

講演は、松本キックさんとハウス加賀谷さんの掛け合いで行われ、ハウスさんが、中学校2年生の夏休み前に妄想が発症してから、お笑い芸人になり、「松本ハウス」として人気を博していたころ病状が悪化しステージから消え、10年の空白を



1部せやブラス



2部松本ハウス

経て復活するまでの過程を、会場を笑いに包みながら語りました。

「かがちん、臭い」という声が背後から聞こえ、学校の教室や廊下は、壁を背にして横ばいに歩かなくてはならず、わきがの手術をしても治らず、これが幻聴とは夢にも思わず苦しんでいるうちに、ついに決定的な症状「幻視」に見舞われました。学校の廊下が大きく波打ち、ハウスさんを飲み込もうとしたのです。思春期精神科クリニックに通うことになりました。グループホームに入居し、症状も消え、お笑い芸人の道を歩み始めますが、人気絶頂のころ再発、ついに10年近い年月を、「闘病」に費やすようになります。

相方の松本キックさんは、ハウスさんが仕事を休み始めてから約10年間、焦らせてはいけないという思いから、入院中見舞いに行かない、退院

してからも必要以上に連絡をしない、「コンビを復活させたい」という本人の言葉をずっと待っていました。人気絶頂期に、こころの変調を見抜いてやれなかったことへの反省だったのです。そして、2009年秋、ついにコンビ復活です。

ハウスさんは、今ご自分の病気にピタリ合った薬に行きついて、きちんと服薬を続けているそうです。それは、かつて、怠薬したために再発したことへの反省からでした。

家族会のAさんは「頑張ったハウスさんも偉いけど、キックさんは名サポーターですね。家族として見習うことがたくさんあります」と語っていました。Bさんは、「統合失調症を知り、その対処法を知り、本人が回復する過程を知り得た今日のフォーラムは満点です」と語りました。

***事務局追記 サイン会で本を完売しました。**

⑥ 浜家連 第4回研修会 参加報告 平成27年10月19日(月) (わかば会 RF)

テーマ：「親亡きあとに備えて」

講師：浜田裕也氏 (社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー) 参加者162名

「働けない子供のお金を考える会」の浜田氏より、生活設計の流れや備えについての講演でした。

どの親御さんも親亡き後の心配は尽きません。関心の高さか今回の参加者は会場一杯の人でした。ご夫婦でお見えの方も多く見受けられました。今日の話しをヒントに今後を考えてください。

I 親の財産を洗い出し、一覧表にする。(預貯金、土地、アパート・マンション、死亡保険金)

①キャッシュフロー表を作成する。(将来の不安、今から何をすべきかをはっきりさせる目的)

②子どもにも

お金の話をする。(親の財産と子の収入で子供が亡くなるまでお金がもつか? お金が底をつくとしたら、今から何年後か?) 子供にも相談に参加してもらうと良い。

③その家庭に合った対策を考えていく。(年金受給を開始。生前贈与を工夫。親亡き後、年金形式で受け取れる生命保険にする。不動産を担保とした銀行のリバースモーゲージを利用)

II 親亡き後の生活に向けた準備について……

ライフラインが止められるのを防ぐため、口座振替先を子どもの口座にしておく。ごはんくらいは炊けるようにしておく。持ち家に住み続けるか、ローコストで生活しやすい賃貸や市営住宅、福祉事業所で紹介された施設などに住み替えるか検討。親に資産があっても無くても対策はある。

働けない子どもに多く残すため、不公平な相続になることを兄弟姉妹に詫び、時々様子を見てもらうことをお願いしてみる必要もある。困ったときの連絡先となる区役所や福祉保健センターの電話番号を貼っておく。働けないことを前提にした生活設計ではあるが就労する機会も増えている。

| 親御さんの財産を洗い出す | | | |
|-------------------|-------|-------|-----|
| (単位:万円) | | | |
| 資産 | | 負債 | |
| 預貯金 | 400 | 住宅ローン | 800 |
| 土地 | 3,000 | | |
| 死亡保険金 (終身・父死亡) | 1,000 | | |

・シンプルな表でよい
・お子さんにも見せてあげるように親御さんに伝えてあげてください

Copyright © 2015 nps-kamada. All Rights Reserved. 14

親が動けるうちに、子供の生活設計を立てて、子どもにも伝えておきたい。

(事務局 追記) 当日レジメ最後のページから

場合によっては、専門家に相談することも検討してみてください。『働けない子どものお金を考える会』で検索または、お電話(03-6324-8999)でも受け付けております。生活設計、年金、介護、後見人などの専門家がチームを組んで支援しています。浜田さんもメンバーです。

27. 10月から障害年金受給申請に当たって初診日の取り扱いが変わりました。

障害年金申請の際の初診日を確認する方法が広がりました。～過去に却下された方も申請できます～

障害年金を申請する際には、これまで、ご存じのように、初診日を証明するための書類として、初診日の診断書が必要でした。カルテなどが保管されていない場合、多くの方が申請をあきらめなくてはなりませんでした。

ところが、10月1日からその基準が緩和されて、診断書以外に初診日を証明できる書類があれば、検討してもらえるようになりました。たとえば、隣人、友人、民生委員などによる証明書類があ

り、**他にも証明する書類があれば**初診日を証明できる書類として検討してもらえるようになりました。

たとえ、保険料を支払っていたとしても、その証明ができないために、障害年金を受給できなかった人にとっては、大変喜ばしいことです。過去に初診日が不明で却下された方も再申請ができるとしています。

☆くわしい情報は年金機構の下記の情報をご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/13.pdf>

◎ ◎ ◎ ◎ ◎ 障害年金受給について相談事例 ◎ ◎ ◎ ◎ ◎

却下された障害年金が受け取れた実例の紹介 浜家連顧問 社労士 小山志郎

この半年間で私が取り扱った実例の中で不支給の決定を受けた障害年金が再申請の結果受給出来た例を3つご紹介します。

| 性別 病名 相談者 | これまでの経過 | 受給に至る経過 |
|---------------------|--|---|
| ① 女性 うつ病、 相談者 母親 | この例は、過去 2 回申請手続きをしたが、初診日が確認できないということで 2 回とも却下された例です。 申請結果 受給できることになり、親亡き後の娘の事が心配だったが、これで安心しましたと母親が話しています。 | 相談者の母親と数回打ち合わせを行い、過去の申請内容からいくつかの解決策を見つけ出し、まず初診日の医院へ問い合わせたところパソコンの中に初診日のデータが残っていることが判明しました。早速その資料を使って、3 回目の申請手続きをした結果、障害基礎年金 2 級で決定し、遡って 5 年分の年金が支給され合わせて 5 年分の国民年金の保険料も法定免除扱いになって返金されました。 |



| | | |
|---|---|---|
| <p>② 男性 うつ病 相談者 父親</p>  | <p>この例は、今まで働きながら(パート)障害厚生年金 3 級を受け取っていましたが、1 年前更新時に3級にも該当しないという理由によって不支給の決定を受けました。</p> <p>申請結果 再申請の結果、元の 3 級の年金が受け取れるようになりました。</p> | <p>このままでは生活が困難になるので何とかならないかとの相談を父親から受け、日常生活の状態を良く確認したところ、前回更新時診断書の日常生活の評価項目の中に現在の当人の日常生活の評価と異なる項目がいくつかあることが分かりました。</p> <p>早速、1 年前と日常生活の状態が変わった事を担当医に説明し、了解をいただき現在の時点での診断書を作成した。</p> |
| <p>③ 男性 統合失調症 相談者 母親</p>  | <p>これは 5 年前申請手続きを行ったが病状の程度が軽いという理由によって却下された。</p> <p>申請結果 その結果障害年金 3 級で決定しました。 これで生活の基盤が出来たと母親は喜んでいます。</p> | <p>しかし、相談者の母親の話から判断して、現在の状態が障害年金の受給レベルに達していると思われるので、もう一度最初から再申請を行った。</p> |

以上の実例の通り、障害年金は不支給の決定を受けても再申請により受給できるようになり、人生が良い方向に変わる例がありますので決してあきらめずにやり直すことが大切です。

却下されて方も、新規に申請する方も受け取れるように相談させていただきますので、下記へご連絡ください。(平日は仕事で外出している場合が多いので、携帯へお願いします)

まずは下記へご連絡ください。

小山社会保険労務事務所 TEL 045-382-8131
年金コンサルタント 小山志郎 FAX 045-382-8178
〒241-0011 横浜市旭区川島町1580 携帯 090-2668-6366

シルバー川柳2015 公益社団法人全国有料老人ホーム協会より引用

今月号は参加報告が大部分を占めた結果ページ数が増えました。固くなった頭を柔らかくして、笑って過ごしましょう！(シルバー川柳傑作選から抜粋 書店で販売していますので、お立ち寄りの上お買い求めください)

- 老いるとはふえる薬と減る記憶 黄昏迫子(女性/愛知県/68歳/主婦)
- マイナンバー ナンマイダーと聴き違え 沢登 清一郎(男性/山梨県/67歳/自営業)



- 徘徊もタスキかければパトロール 橋本 澄子(女性/大分県/59歳/会社員)
- 長生きをほめる世間に子は疲れ 裏山子だぬき連合(女性/愛媛県/63歳/子ども英会話教室講師)
- 上向いて歩こう今では下見よう らくちゃん(男性/埼玉県/69歳/自営業)
- 想い出が身辺整理の邪魔をする はなみづき(女性/神奈川県/92歳/無職)
- 壁ドンでズボンの履き換えやっどでき 伊藤 敏晴(男性/福井県/69歳/無職)
- 人生に迷いはないが道迷う 片上 映正(男性/愛媛県/47歳/公務員)
- お互いにボケかトボケか気がつかず 小田島 忠彦(男性/神奈川県/74歳/自由業)
- 脳トレで信じたくない老いを知り かまぼこ(女性/愛媛県/67歳/無職) (定価1000円+税)

イベントのお知らせ

§ 1 浜家連研修会第5回

日時 平成27年11月26日(木)13:30～16:00
 会場 横浜ラポール2階 大会議室
 定員 100名 (先着順)
 テーマ IMRでリカバリー!(疾病管理とリカバリー)
 ～病気も理解し希望を持って生きる～
 講師 内山 繁樹さん(関東学院大学看護学部准教授)
 生活支援センター西の皆さん



§ 2 市民精神保健福祉フォーラム (Cブロック)

日時 平成27年12月5日(土) 14:00～16:00(開場13:30)
 会場 横浜西口SYビル 6階 ホール
 定員 150名 事前予約制(今回は定員が限られます、お早めにお申し込みをお願いします。)
(参加証をお送りします。)
 内容 講演「統合失調症が秘密の扉をあけるまで」
 ～新しい治療法の発見は、一臨床家の研究から生まれた～
 講師 糸川 昌成先生(東京都医学総合研究所病院等連携研究センター長)

§ 3 市民精神保健福祉フォーラム (Aブロック)

日時 平成28年3月5日(土) 13:00～16:00(開場12:30)
 会場 横浜市都筑区公会堂(都筑区庁舎内)
 定員 600名 (事前予約不要 直接会場へお越しください)
 内容 1部 シャロームの家雑技団による“ミニ演芸”
 2部 講演「精神医療について思うこと」
 ～当事者・家族・精神科医の3つの立場を通して～
 講師 夏苺郁子先生(やきつべの径診療所) **平成25年度に続いて3度目の登壇です。**
 質問コーナー 詳しくお答えいただきます。
 ＊ バザー出店あります。
 ＊ 浜家連顧問社労士による障害年金相談窓口開設します。

編集後記

紅葉が鳥山川沿いも色づいてきました。他でもこれから見ごろになります。しかし朝晩冷え込んでもきます。用心してお出かけください。秋の夜長です。お好きな本でも読んで素敵な空間に遊ぶのも一興かと思えます。

今月号は8ページです。最後までご愛読ありがとうございます。(事務局 斉藤)

浜家連ニュースのアンケートにご協力ありがとうございました。集計中の為まとめ次第掲載します。(事務局中居)

